

平成28年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

保険料の支払い・納期

- 原則「年金からの支払い」（特別徴収）となります。
ただし、75歳になったばかりの方や年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方は「年金からの支払い」ができません。また口座振替の届出をした方で「年金からの支払い」を希望しない旨の申請をした方は「年金からの支払い」にはなりません。
- 「年金からの支払い」とならない方は口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）
（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。）
- 保険料の納期は、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし、12月は25日）
納期限が土・日曜日の場合は、翌日または翌々日となります。
- 後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療被保険者の医療費の支払いにあてられる大切な財源ですので、かならず納期限内に納めましょう。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担となる「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」を合計して、個人単位で計算します。なお、1人あたりの上限額は57万円です。

保険料額

(百円未満切捨て)

=

所得割額

(所得金額-330,000円)×所得割率9.54%

+

均等割額
46,984円

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成28・29年度の保険料率は上記のように決定しました。

保険料(均等割額)の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。

また、平成28年度から均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大しました。（変更箇所は__の部分です）

所得金額の合計が33万円以下の世帯で

世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)

均等割額を9割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない場合

均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え

33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯

均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え

33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下の世帯

均等割額を2割軽減

保険料(所得割額)の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方

所得割額を5割軽減

<社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減>

後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方

均等割額が9割軽減
所得割額は課せられません

問合せ先 市市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 227・217)